

千葉市告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年4月27日

千葉市長 熊谷俊人

施 術 者		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
篠崎 広平	(省略)	ほのか治療院	千葉市中央区蘇我 5-5-16	令和2年3月1日
山口 淑史	(省略)	やすらぎ治療院	千葉縣市原市若宮 3-11-1	令和2年3月1日
島田 怜迪	(省略)	千葉寺ありがとう整骨院	千葉市中央区千葉寺町 1202-6 さらしなビル101	令和2年3月1日
高井 那央登	(省略)	船堀中央接骨院	東京都江戸川区船堀 3-7-11 矢島ビル1階	令和2年3月1日
外園 良輔	(省略)	幸町整骨院	千葉市美浜区幸町 1-14-5	令和2年2月1日